

第2章 理事選挙細則

第11条 理事の選挙に関する事務は評議員選挙細則第1条に定める選挙管理委員会が行う。開票に当たっては監事の立ち会いを必要とする。

第12条 理事の選出は、次期評議員当選者（以下評議員）を選挙人ならびに被選挙人とする投票により行う。選挙管理委員会は選挙1ヶ月前迄に各支部別、専門学系別を明記した選挙人・被選挙人（評議員）名簿を作成し、評議員に配布する。ここでいう専門学系別は評議員自らの意志表示によって決定されるものとする。

第13条 理事の定員は以下の通りとする。

- 2 支部別選出理事の定員は、北海道、東北、中部、関西、中国・四国、九州支部は各1名、関東支部は3名とする。
- 3 専門学系別理事の定員は、医、歯、薬、農獣医、理工学系各1名とする。但し、評議員数が総数の1/20（端数切り捨て）に満たない学系からは選出しない。

第14条 選挙は第13条に基づき連記無記名とし、関東支部3名、それ以外の支部各1名、および医、歯、薬、農獣医、理工学系各1名を選び、所定の方法により投票する。

第15条 選挙の結果、次のものを当選者とする。

- 1 支部・専門学系の区別なく全てを開票し、それぞれの専門学系の最高得票者を専門学系選出理事当選とする。
- 2 支部選出理事の当選者は、それぞれの支部毎の最高得票者とする。関東支部の場合は上位3名を当選とする。ただし、そのものが専門学系別選出理事としての当選者でもある場合は、次点者を繰り上げ当選者とする。
- 3 得票数が同じ時は抽選により当選者を決定する。

第16条 当選者はやむを得ない理由のある場合、選挙管理委員会あてにその旨を書面に附して提出し、辞退することができる。辞退の申し出は通知を受けてから1週間以内にしなければならない。

- 2 当選者が辞退した場合は次点者を繰り上げて当選とする。

第17条 定期改選以後に理事に欠員が生じた場合、次点者を繰り上げてこれにあてる。その任期は前任者の残任期間とし、1期と計算する。

第18条 選挙管理委員会は評議員の選出完了後、2ヶ月以内に理事の選出手続きを完了しなければならない。

第19条 本細則の改訂は、理事会において決議し、評議員会の承認を得るものとする。

(昭和61年6月27日一部改定)
(平成4年4月1日一部改定)
(平成8年3月26日一部改定)
(平成11年3月23日一部改定)
(平成27年3月27日一部改定)
(平成29年3月18日一部改定)